

CI-NET 利用サービスに関する手引き
～ 「CI-NET LiteS 実装規約」準拠基準への対応 ～

2025 年 4 月

一般財団法人 建設業振興基金
情報化評議会

はじめに

情報化評議会は、1991 年（平成 3 年）建設大臣告示「建設業における電子計算機の連携利用に関する指針」を受け、建設産業の企業間の電子商取引を円滑に行うため、恒常的な推進機関として本財団内に設置されました。各方面からの協力と支援を得て各専門委員会および事務局を設置し、建設業界での電子商取引に関するルールである CI-NET（Construction Industry NETwork）の策定と普及活動に努めています。

情報化評議会のもと、標準委員会では CI-NET を利用した電子商取引における ASP サービス、パッケージ製品、EDI ツール等を提供する事業について、新規に参入する開発事業者にとって参考となる、「CI-NET 利用サービスに関する手引き」を作成しました。

2025年xx月

一般財団法人 建設業振興基金
情報化評議会

— 目 次 —

1. 目的	1
2. CI-NET LiteS 実装規約準拠について	1
2.1 準拠の考え方とサービス	1
2.2 企業識別コードと電子証明書	1
2.3 対象業務の範囲	1
2.4 CI-NET LiteS 実装規約準拠に関する手続き	2
3. 試験	3
4. 審議・承認	3
5. 費用	3
6. 公開	3
7. その他	4
7.1 問い合わせ	4
7.2 サービス開発者の責務	4
附則	4

1. 目的

CI-NET のルールは総合建設会社、専門工事会社、関係団体、システムベンダー等と共に CI-NET LiteS 実装規約として策定され、法令や制度の改正に伴い随時メンテナンスや改定を行って来た。ここ数年、電子帳簿保存法、インボイス制度、働き方改革等の社会情勢も相まって新たな電子契約サービスが増加し、CI-NET を取り巻く環境にも変化が生じている。

このような背景のもと、2023 年 4 月 20 開催の情報化評議会において CI-NET LiteS 実装規約 準拠基準（以下「準拠基準」という。）を策定し、本資料である「CI-NET 利用サービスに関する手引き」（以下「手引き」という。）においてその運用方法について定めることとした。

新たに CI-NET 利用サービスを提供しようとする者（以下「サービス開発者」という。）の製品およびサービスが準拠基準の要件を満たしているかについて、必要な試験方法および評価要件等を提示し、CI-NET 利用者の円滑なデータ交換を実現することを目的とするものである。

2. CI-NET LiteS 実装規約準拠について

2.1 準拠の考え方とサービス

CI-NET LiteS 実装規約には、情報伝達規約と情報表現規約があり、双方に準拠したサービスを「CI-NET サービス」、情報表現規約のみに準拠したサービスを「CI-NET 限定型サービス」とし、総称を「CI-NET 利用サービス」とする。

【CI-NET 利用サービス】

- (1) 情報伝達規約、情報表現規約ともに準拠したサービス【CI-NET サービス】
- (2) 情報表現規約だけに準拠したサービス【CI-NET 限定型サービス】

2.2 企業識別コードと電子証明書

CI-NET 実装規約に準拠した CI-NET 利用サービスでは、取引先を識別するために標準企業コード(企業識別コード 6 桁+枝番 6 桁)と契約業務における電子契約のために CI-NET 電子証明書を使用するものとする。

※企業識別コード:CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 P.7 参照

※CI-NET 電子証明書:CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 P.28 参照

2.3 対象業務の範囲

サービス開発者が提供する CI-NET 利用サービスの対象となるメッセージは下表の通りである。なお、CI-NET 利用サービスの対象業務を新設または変更した場合は、その旨を遅滞なく、情報化評議会に報告しなければならない。

表 1 業務ごとに使用するメッセージ(CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2)

No	業務フェーズ	メッセージ名
1	見積	建築見積依頼メッセージ
2		建築見積回答メッセージ
3		建築積算メッセージ
4		設備見積依頼メッセージ
5		設備見積回答メッセージ
6		設備機器見積依頼メッセージ
7		設備機器見積回答メッセージ
8	購買見積	購買見積依頼メッセージ
9		購買見積回答メッセージ
10		見積不採用通知メッセージ
11	契約	基本契約申込メッセージ
12		基本契約承諾メッセージ
13		確定注文メッセージ
14		注文請けメッセージ
15		鑑項目合意変更申込メッセージ
16		鑑項目合意変更承諾メッセージ
17		合意解除申込メッセージ
18		合意解除承諾メッセージ
19		合意打切申込メッセージ
20		合意打切承諾メッセージ
21		一方的解除通知メッセージ
22		一方的打切通知メッセージ
23	納入	工事物件案内メッセージ
24	出来高	出来高要請メッセージ
25		出来高報告メッセージ
26		出来高確認メッセージ
27	立替	立替金報告メッセージ
28		立替金確認メッセージ
29	支払	請求メッセージ
30		請求確認メッセージ
31		支払通知メッセージ
32		工事請負契約外請求メッセージ
33		工事請負契約外請求確認メッセージ

2.4 CI-NET LiteS 実装規約準拠に関する手続き

サービス開発者は、CI-NET 利用サービスを開始しようとする場合、情報評化議会に申請、必要な試験の実施および試験結果報告書を提出し、情報化評議会の承認を得る必要がある。

なお、すでに認定を受けたサービスもしくはメッセージ以外のサービスを提供する場合は、その部分を申請するものとする。

CI-NET LiteS 実装規約準拠に向けた主な工程と関連するドキュメントおよび実施者を以下のとおり示す。

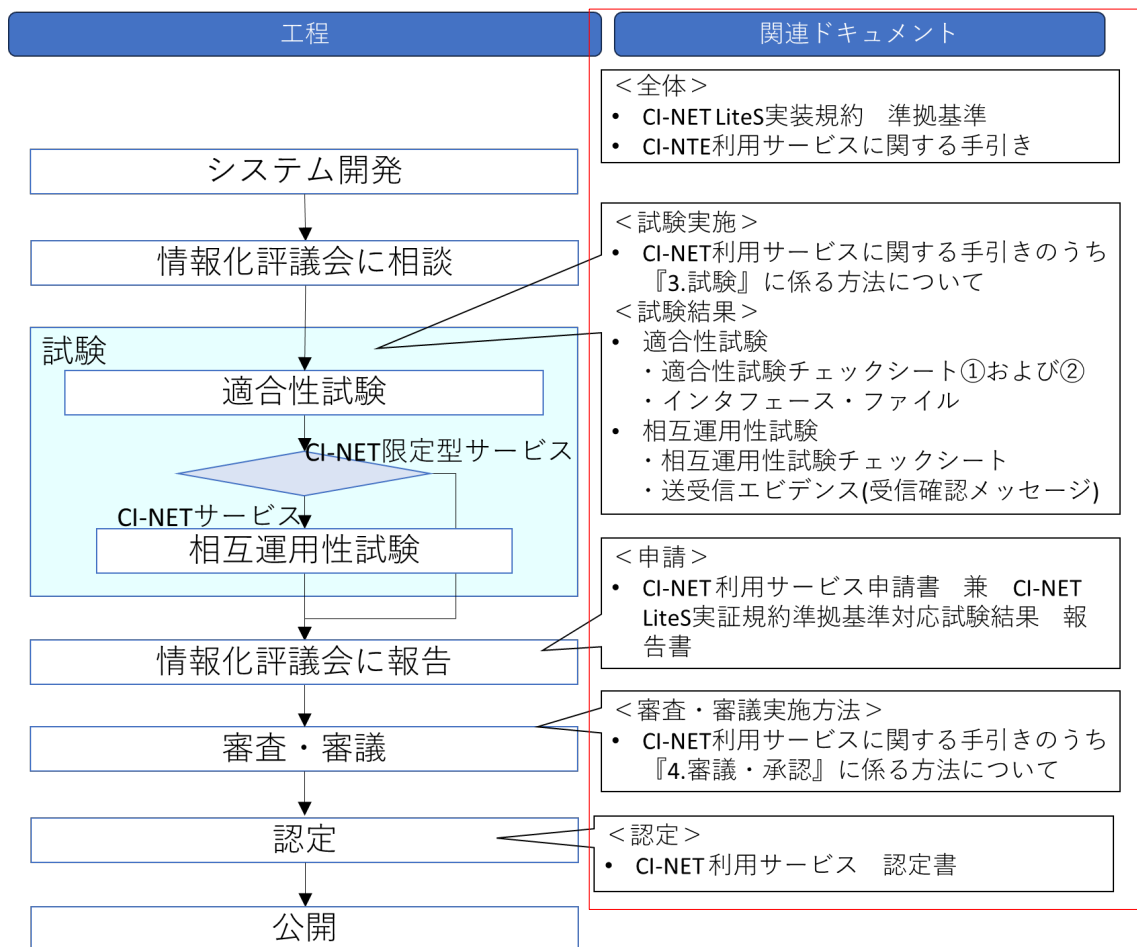


図 1 工程と関連ドキュメントの関係

3. 試験

「「CI-NET 利用サービスに関する手引き」のうち『3.試験』に係る方法」に記載。

4. 審議・承認

「「CI-NET 利用サービスに関する手引き」のうち『4.審議・承認』に係る方法」に記載。

5. 費用

試験および審査に係る費用は、サービス開発者が負担する。

6. 公開

手引きに基づく評価結果については、一般財団法人建設業振興基金 CI-NET ホームページ (<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net>) 等に公開する。

※CI-NET 利用サービス認定書に記載の認定条件を満たさない場合は、認定を取消し、公開を中止する。

7. その他

7.1 問い合わせ

- ・ 問い合わせ窓口は、一般財団法人建設業振興基金 CI-NET 事務局とする。内容は、「質問票」にて示すものとする。

7.2 サービス開発者の責務

- ・ CI-NET 利用サービスの運用上の障害、トラブルは利用者の立場から速やかに解消を行う。
- ・ CI-NET 利用サービスを展開する他の CI-NET 利用サービス事業者とも協議し対応するものとする。
- ・ 情報化評議会は、CI-NET 利用者の円滑なデータ交換を実現するために CI-NET LiteS 実装規約の解釈、実務に合わせたルール策定、提言、情報共有などの場としていため、サービス開発者は情報化評議会に参加することが望ましい。

附則

- ・ 1 この手引きは、2023 年 12 月 12 日から適用する。
- ・ 2 この手引きは、2025 年 04 月 01 日から適用する。

CI-NET利用サービスに関する手引き
～「CI-NET LiteS実装規約」準拠基準への対応～

2023年12月12日 発行

2025年04月01日 改正

【禁無断転載】

【発行】 一般財団法人建設業振興基金 情報化評議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12

虎ノ門 4 丁目MTビル2号館

TEL: 03-5473-4573

FAX: 03-5473-4580

E-mail: ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

URL: <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>